

# 2020年度 文化学園大学・文化学園大学短期大学部奨学金 募集要項

文化学園大学・文化学園大学短期大学部奨学金は、学業を継続する意志があり、成績が優秀でかつ健康な学生でありながら、極めて厳しい家計状況により、経済的援助を必要とする学生を対象とした給付奨学金制度です。採用は在学期間を通じて1回です。

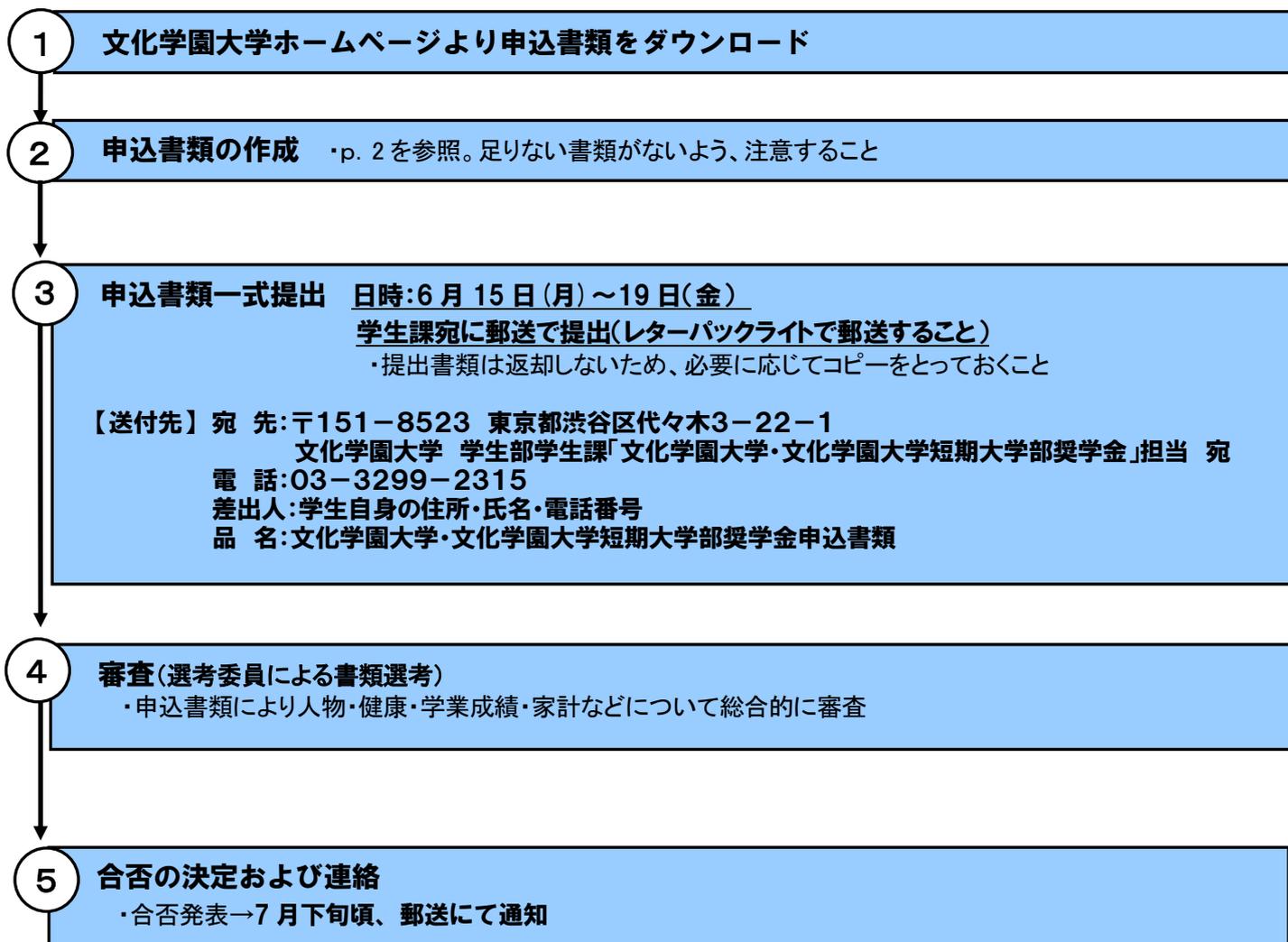
〔給付金額〕 当該年度の年間授業料相当額の1/2(施設費等の支払いは必要です)

〔募集人員〕 約30名

〔申込資格〕 ・ 対象…文化学園大学、文化学園大学短期大学部に正規生として在籍し、過去に当奨学金を受けていない者。ただし大学院生および在留資格「留学」をもっている外国人留学生、他の奨学金や授業料減免等を受けている者、特待生の資格を有している者、卒業見込みのない者は対象外とする。

- ・ 家計基準…主たる家計支持者の年収・所得金額(税込み)が、給与所得者である場合は源泉徴収票の支払金額841万円以下、給与所得者以外である場合は確定申告書等の所得金額355万円以下
- ・ 成績基準…前年度までの成績がGPA 3.40以上の者(1年次は除く)
- ・ 選考基準…経済的理由により修学が困難であること  
また、成績・人物ともに優れ、大学行事や学生会活動に積極的に参加していること
- ・ 日本学生支援機構の奨学金(貸与)を申請中または現在貸与中の学生も、申込みすることができる

## 《スケジュール》



《申込書類》①～④を必ず提出すること。

※提出された書類は返却しません。

※書類の記入は、黒ボールペンを使用してください(フリクションペン不可)。

書類内容	留意点
①申込書	<p>《記入方法》</p> <p>①学生本人が全て記入し、<b>捺印</b>をする。ただし「保護者署名欄」は<b>保護者が記入・捺印</b>をする。</p> <p>②「家族状況」…同一生計を営んでいる家族(別居して独立生計を営んでいる家族は除く)全員分を記入する。</p> <p>※「就学者以外」…父・母・祖父母・働いている兄弟姉妹などを記入する。</p> <p>※「本人を除く就学者」…未就学者も記入する。</p> <p>③「前年の収入金額」…下4桁切り捨てで、記入する(例:3,255,000円の場合 → 325)。</p> <p>給与所得⇒源泉徴収票の「支払金額」</p> <p>給与所得以外⇒確定申告書等の「所得金額」(収入が複数の場合、合計額)</p> <p>④「奨学金受給歴・特記事項」…該当するものに○をつけ、詳細を記入する。</p> <p>⑤「申請理由」…奨学金を希望する理由を記入する。</p>
②個人資料	<p>・記入漏れのないよう注意し、写真を貼付(縦4cm×横3cm)すること。</p>
③収入に関する証明書類 (コピー可)	<p>・2019年1月～12月までの収入がわかる証明書類であること。</p> <p>・家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入に関する証明書を提出。 ※p.3の一覧表参照。</p> <p>①父母がいる場合 →父母それぞれの証明書</p> <p>②1人親の場合(両親が離婚している場合を含む)</p> <p>→父または母(本人と生計をともにしている人)の証明書</p> <p>③父母が両方ともいない場合</p> <p>→父母に代わって家計を支えている人(2人いれば2人それぞれの証明書)</p>
④成績証明書	<p>・キャンパスプランの「成績状況参照」より2019年度単位取得状況 GPAの分かる書類</p> <p>※「成績状況参照」は5月27日(水)よりキャンパスプランで閲覧可能</p> <p>・1年次…提出不要。</p> <p>・上級生…前年度までの成績取得状況が掲載されたもの。</p> <p>・3年次への編入生…短大時の成績証明書。</p>

◆ わからないことは自分で勝手に判断せず、必ず学生課奨学金担当へ相談してください。

問合せは下記の学生課のメールアドレスにメールでしてください。

学生課 : [wu-gakusei@bunka-wu.ac.jp](mailto:wu-gakusei@bunka-wu.ac.jp)

◆ 各自の携帯電話へ連絡することがあります。

・大学学生課の電話番号を必ず登録してください。【電話:03-3299-2375】

・ドメイン指定受信の設定をしている場合は、【@bunka.ac.jp】のメールが受信できるようにしておいてください。

◆ 提出された各書類の情報は、奨学金業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、学内関係者へ情報提供されますが、その他の目的には利用されません。

## 《収入に関する証明書類一覧》

- ☆ 家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の収入について、下表を参考にして該当する証明書を提出してください。
- ☆ 収入に関する証明書類は2019年1月～12月分のもの(コピー可。ただし、役所発行のものは原本であること)。
- ☆ 決定通知書等は必ず2019年の1年間を網羅するように注意してください。
- ☆ 所得証明書・課税証明書・納税証明書等は2019年または2018年の所得のものを提出してください。
- ☆ 確定申告書および決算書については、税務署に3月期限で申告したもの(コピー可)。
- ☆ 提出された書類は返却しません。

	収入形態・世帯事情	提出が必要な書類	請求先
給与所得 (アルバイト・パート含む)	給与所得	源泉徴収票	勤務先
	前年途中に就職した場合	年収見込証明書 または 直近3ヵ月以上の給与明細	
	年金(恩給・老齢年金・遺族年金 障害基礎年金など)	源泉徴収票/年金振込通知書 または 年金額改定通知書	日本年金機構など
	傷病手当金	傷病手当金通知書	全国健康保険協会など
	雇用保険基本手当(失業給付)	雇用保険受給資格者証	ハローワーク
	生活保護法による扶助費	生活保護決定(変更)通知書	福祉事務所
給与所得以外	商業・工業・個人経営・農業・林業・水産業・自由業・その他	税務署受付印のある所得税の確定申告書(第一表と第二表)の控 または、受付印のある市(区・町・村)民税・県(都・道・府)民税申告書の控  ※受付印がない場合は、税務署発行の「所得税の納税証明書(その2)」(有料)または市区町村発行の「所得証明書」(有料)が必要。  【確定申告を電子申告により行った場合】 申告内容確認票のコピー(受信通知または即時通知を添付)	税務署
無職・無収入	2019年1月1日以前から申込み時点まで無収入(専業主婦・夫等)	所得金額0円と記載のある「所得証明書」または「非課税証明書」	市区役所・町村役場
	2019年1月1日以前から申込み時点まで世帯全体が無収入	①所得金額0円と記載のある「所得証明書」または「非課税証明書」 ②生活費を出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヵ月程度の記帳の部分)のコピーおよび家計支持者による事情書(任意書式)	①市区役所・町村役場 ②家計支持者